

株 主 各 位

東京都武蔵村山市伊奈平2丁目51番地の1
株 式 会 社 新 川
代表取締役社長執行役員 西 村 浩

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご指示をいただき、平成24年6月27日（水曜日）午後5時25分までに到着するようご送付下さいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成24年6月28日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都武蔵村山市伊奈平2丁目51番地の1
株式会社 新川 本社会議室（第8号棟6階） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第54期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役の報酬額改定の件 |

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。
 2. 当日当社では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承下さいますようお願い申しあげます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席下さい。
 3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.shinkawa.com>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

〔平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国における住宅市場の需給バランス調整の長期化、ユーロ圏加盟国における債務問題の長期化と金融機能低下を背景として、新興国経済においても、欧州金融機関による資産圧縮の余波が顕在化するとともに成長を牽引してきた輸出が減速し、先行きの不透明感が一層強まりました。

半導体業界においては、スマートフォンやタブレットPC関連の需要は比較的堅調であったものの、7月以降、世界的な景気の減速を背景に、パソコンや液晶テレビなど消費者向け製品の需要の停滞が顕著になったことから、需給バランスが軟化して急速に市況が悪化しました。このため、多くの半導体メーカーによる減産や在庫調整が相次ぎ、設備投資についても、延期や抑制など慎重な姿勢が強まりました。

このような状況のもと、当社グループは、前連結会計年度に市場投入した製品の市場浸透を図ることで市場シェアの拡大に努めるとともに、製品設計の見直しによる原価低減の積み上げや海外調達の拡大など、収益性改善の取り組みを続けました。また、為替レートの変動に対応できる体制の拡充のため、タイでの委託生産にも取り組みました。

これらの結果、ワイドボンディングエリア対応ワイヤボンダUTC-3000WEの受注の拡大、Cuピラー対応LSI用フリップチップボンダの出荷開始など、製品の市場浸透の面では一定の成果を上げることができましたが、顧客の設備投資が停滞した影響を受け、売上高は減少しました。利益面では、製品原価は低下傾向にあるものの収益性の回復に向けた取り組みは未だ途上にあり、また円高の継続、タイの洪水被害による委託生産の休止と特別損失が発生したことにより、厳しい状態が続きました。

当社グループの業績は、売上高13,396百万円（前期比35.5%減）、営業損失2,388百万円、経常損失2,487百万円、当期純損失4,647百万円となりました。

なお、タイの洪水被害に伴う特別損失として災害による損失320百万円

を計上するとともに、繰延税金資産の取崩しなどにより、1,789百万円を法人税等調整額に計上しています。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資については、特に記載すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に新たな資金調達は行っていません。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第51期 平成21年 3月期	第52期 平成22年 3月期	第53期 平成23年 3月期	第54期 (当期) 平成24年 3月期
受 注 高 (百万円)	8,518	13,778	20,017	12,059
売 上 高 (百万円)	10,403	9,980	20,773	13,396
当期純損失(△) (百万円)	△ 4,720	△ 2,959	△ 1,222	△ 4,647
1株当たり 当期純損失(△) (円)	△255.45	△162.80	△ 67.24	△255.67
純 資 産 (百万円)	39,046	36,480	35,136	30,366
総 資 産 (百万円)	40,354	38,643	37,618	32,664

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社新川テクノロジーズ	90,000千円	100.0%	半導体及びその他電子部品を応用した精密機器の製造・販売
新川韓国株式会社	370,000千韓国ウォン	100.0%	半導体製造装置の保守サービス
新川半導体機械股份有限公司	13,800千台湾ドル	100.0%	半導体製造装置の保守サービス
新川(上海)半導体機械有限公司	200千米ドル	100.0%	半導体製造装置の保守サービス
Shinkawa Philippines, Inc.	10,523千フィリピンペソ	100.0%	半導体製造装置の保守サービス
Shinkawa Vietnam Co., Ltd.	200千米ドル	100.0%	半導体製造装置用ソフトウェアの設計・開発
Shinkawa Singapore Pte. Ltd.	150千シンガポールドル	100.0%	半導体製造装置の販売及び保守サービス
Shinkawa (Malaysia) Sdn. Bhd.	500千マレーシアリング	100.0%	半導体製造装置の保守サービス
Shinkawa (Thailand) Co., Ltd.	10,000千タイバーツ	100.0%	半導体製造装置の保守サービス
Shinkawa Manufacturing Asia Co., Ltd.	234,000千タイバーツ	100.0%	半導体製造装置の製造
Shinkawa U. S. A., Inc.	50千米ドル	100.0%	半導体製造装置の保守サービス

- (注) 1. Shinkawa (Malaysia) Sdn. Bhd. の議決権比率は、当社が60.0%、Shinkawa Singapore Pte. Ltd. が40.0%を保有しており、間接所有も含めています。
2. Shinkawa (Thailand) Co., Ltd. の議決権比率は、当社が97.3%、Shinkawa Singapore Pte. Ltd. が2.7%を保有しており、間接所有も含めています。
3. 非連結子会社は、Shinkawa Manufacturing Asia Co., Ltd. の1社です。Shinkawa Manufacturing Asia Co., Ltd. は平成24年2月1日に設立しており、当連結会計年度は事業活動を開始していませんので、連結の範囲から除外しています。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成22年3月期より真のグローバル化に向けた競争力の再構築に取り組み、平成23年4月には海外委託生産をスタートさせると同時に、海外調達を拡充しました。この海外調達・生産を中心とするコスト構造改革の加速、また、ワイドボンディングエリア対応ワイヤボンダ、LED用ダイボンダなどの新製品群の浸透によるシェア拡大を目標としていましたが、折しも、欧州における債務問題長期化に伴う世界的な景気後退、円高、タイにおける洪水被害により、厳しい経営環境が継続しています。

しかし、半導体メーカーの設備投資は伸び悩んでいる一方、スマートフォン・タブレットPC市場、クラウド・コンピューティングの拡大を背景として、低消費電力・大容量化を重視した高付加価値な半導体デバイスの採用が始まり、3Dパッケージングの本格導入が進んでいます。またLEDにおいては、バックライト市場が減速しているものの、今後、車載・照明市場での拡大が期待されており、当社グループにとっての新市場が立ち上がり始めています。

これらのビジネスチャンスを実実に捉えて、早期の黒字化と成長軌道に復帰することを目指し、以下の課題に取り組んでいます。

① 販 売 強 化

グローバル化の一段の推進と新市場開拓を目的として、従来は国内・海外の地域別に編成していた営業体制の再編を実施し、“半導体デバイス”、“電子部品・LED”、“フリップチップボンダ分野”の3市場をグローバルに対応する営業体制を構築して行きます。

スマートフォンの普及に伴い需要が増加しているイメージセンサー、水晶体デバイスなどの電子部品市場、LED市場、多ピンフリップチップ市場を重要市場と位置づけ、従来のメイン顧客である半導体デバイス市場と同様に、これらの市場でのシェア拡大を目指します。

② 原 価 低 減

数年来構築を図っているグローバル・サプライチェーンの活用を推し進め、海外調達比率を拡大して行きます。

また、海外生産に関しては、平成24年4月に「タイ工場準備室」を新設しました。洪水被害により休止している委託生産の早期再開を図るとともに、平成25年に生産開始を予定する自社工場の建設に注力して行きます。

③ 技術力強化

ワイヤボンディングの分野においては、近來の金価格高騰を受け、従来の金ワイヤから銅ワイヤなどへの移行が強まっており、このトレンドに対応すべく、装置技術と実装技術の融合による、多様なワイヤボンディング技術の確立を図ります。

また、フリップチップボンダによるTSVデバイス対応機能の向上はもとより、ワイヤボンダ、ダイボンダにおいても、3Dパッケージング技術への対応を推し進めて行きます。

(5) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社11社により構成されており、半導体メーカー及び電子部品メーカー向け半導体製造装置の開発・製造・販売を主たる事業とし、さらに、当該事業に関連する保守サービスを展開しています。

主な製品は、ワイヤボンダ、ダイボンダ及びフリップチップボンダです。

(6) 主要な営業所及び工場（平成24年3月31日現在）

① 当 社

名 称	所 在 地
本社及び工場	東京都武蔵村山市
九州サービスセンター	福岡県北九州市

② 子 会 社

会 社 名	所 在 地
株式会社新川テクノロジーズ	東京都武蔵村山市
新川韓国株式会社	韓国 城南
新川半導体機械股份有限公司	台湾 台北
新川（上海）半導体機械有限公司	中国 上海
Shinkawa Philippines, Inc.	フィリピン マニラ
Shinkawa Vietnam Co., Ltd.	ベトナム ホーチミン
Shinkawa Singapore Pte. Ltd.	シンガポール
Shinkawa (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア スパンジャヤ
Shinkawa (Thailand) Co., Ltd.	タイ バンコク
Shinkawa Manufacturing Asia Co., Ltd.	タイ パトムタニ
Shinkawa U. S. A., Inc.	米国 アリゾナ州ギルバート

(7) 従 業 員 の 状 況 (平成24年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
658名	△14名

(注) 従業員数は就業人員数であり、契約社員及びパートタイマー（27名）を含めています。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
432名	△31名	41.4歳	14.3年

(注) 従業員数は就業人員数（当社から子会社への出向者（24名）を除く。）であり、契約社員及びパートタイマー（24名）を含めています。

(8) 主要な借入先の状況（平成24年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成24年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数 20,047,500株
- ③ 株主数 11,860名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 東京都民銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	900千株	4.95%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	556	3.06
株式会社アイ・アンド・イー	499	2.74
新川取引先持株会	489	2.69
株式会社みずほ銀行	419	2.30
とみんリース株式会社	405	2.23
株式会社三菱東京UFJ銀行	293	1.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	284	1.56
東京中小企業投資育成株式会社	276	1.52
明治安田生命保険相互会社	249	1.37

- (注) 1. 持株数、持株比率とも表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は自己株式 (1,871,699株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（平成24年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役) 執行役員	西 村 浩	
取締役副社長 (代表取締役) 執行役員	飯 田 貞 志	営 業 本 部 長
専務取締役 執行役員	田 辺 哲 也	経営企画部・人事総務部・ 経 理 部 担 当 役 員
常務取締役 執行役員	長 野 高 志	営 業 本 部 副 本 部 長
取締 役員 執行 役員	日 野 雅 照	海外生産プロジェクト担当役員
取締 役員 執行 役員	高 橋 邦 行	技 術 本 部 長
取締 役員 執行 役員	角 谷 修	技術本部テクニカル・フェロー
取締 役員 執行 役員	杉 本 憲 二	生 産 本 部 長
常 勤 監 査 役	島 森 至	
監 査 役	吉 野 正 己	
監 査 役	安 生 一 郎	株式会社実装パートナーズ 代 表 取 締 役
監 査 役	三 矢 麻 理 子	プロミネントコンサルティング 株 式 会 社 代 表 取 締 役

- (注) 1. 監査役吉野正己、安生一郎、三矢麻理子の3氏は、社外監査役であります。
2. 当社は、監査役吉野正己、三矢麻理子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役三矢麻理子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役安生一郎氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
5. 監査役三矢麻理子氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
6. 平成23年6月29日をもって、取締役会長上原宏一、取締役島森 至の両氏は、辞任により退任いたしました。

7. 平成24年1月1日付で取締役執行役員角谷 修氏の担当を生産本部副本部長から技術本部テクニカル・フェローに変更しております。
8. 当社は、平成23年6月29日より執行役員制度を導入しております。当事業年度末における取締役兼務者以外の執行役員は、次のとおりであります。

会社における地位	氏 名	担 当
執行役員	藤 野 昇	品 質 保 証 部 長
執行役員	青 柳 伸 幸	技 術 本 部 副 本 部 長

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	取 締 役		監 査 役 (うち社外監査役)		合 計	
	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額
報 酬	10名	97,047千円	7名 (5名)	30,382千円 (16,395千円)	17名	127,429千円
役員賞与	—	—	—	—	—	—
計		97,047千円		30,382千円 (16,395千円)		127,429千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の取締役及び監査役の支給人員及び支給額には、平成23年6月29日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役3名(うち社外監査役2名)を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第48回定時株主総会において一事業年度216,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれない。)とご承認いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第48回定時株主総会において一事業年度45,000千円以内とご承認いただいております。
5. 上記のほか、平成18年6月29日開催の第48回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役2名に対して70,670千円、退任監査役2名に対して12,064千円(うち社外監査役1名7,904千円)支給しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等につきましては、9頁に記載のとおりであります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取 締 役 会		監 査 役 会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役吉野正己	17回	89.5%	13回	92.9%
監査役安生一郎	13回	86.7%	10回	100%
監査役三矢麻理子	14回	93.3%	10回	100%

(注) 当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の回数は、取締役会19回、監査役会14回となっておりますが、監査役安生一郎、三矢麻理子の両氏につきましては、平成23年6月29日就任後の状況を記載しております。

イ. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・ 監査役吉野正己氏は、弁護士としての専門的見識に基づき、取締役会の意思決定の適法性、適正性を確保するための助言、提言等を行っております。
- ・ 監査役安生一郎氏は、他社での経営経験をもとに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言等を行っております。
- ・ 監査役三矢麻理子氏は、公認会計士としての専門的見識に基づき、経営監督及び内部統制機能を強化するための助言、提言等を行っております。
- ・ 監査役会においても、各監査役はそれぞれの立場から積極的に意見を述べ、監査活動の実効性向上に努めております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

- ・ 当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- ・ 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 アーク監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,120千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,120千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 当社の会計監査人以外の監査法人による子会社の監査状況

Shinkawa U.S.A., Inc.を除く当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、監査業務を引き続き委嘱することが不適切であると認めたときは、監査役全員の同意により、会計監査人を解任するか、または、会社法第344条第2項に基づき、会計監査人を再任しないことを株主総会の目的とすることを取締役に対して請求するものといたします。

なお、会計監査人を解任した場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性や監査品質について会社法第340条第1項各号記載の事由に類する問題があり、将来も改善が困難と判

断した場合は、会社法第344条第2項に基づき、会計監査人を再任しないことを株主総会の目的とすることを取締役に対して請求することができるものといいたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

① 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び社員が法令、定款及び社会規範を遵守して職務を遂行するため、新川グループ行動規範を制定する。また、その徹底を図るため、コンプライアンス基本規程を制定し、社長が全社的なコンプライアンスの推進を統括するとともに、人事総務部を中心に社員教育等を行う。社長直轄の監査室は、人事総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。法令、定款及び社会規範上疑義のある行為等を抑止するため、内部通報制度を設け、社員が直接情報提供を行うための内部通報窓口を社内及び社外に置く。

これらの体制の確立及び推進により、反社会的勢力及び団体との関係の排除に向けて組織的な対応を図る。反社会的勢力及び団体からの不当要求に対しては、人事総務部を統括部門とし、警察等関連機関とも連携し、関係の遮断、被害の防止に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の意思決定及び職務執行に係る情報を文書または電子的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に従い、各部門所管業務に付随するリスクはそれぞれの担当部門にて管理し、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営企画部が行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
迅速かつ機動的な意思決定の確保及び職務執行責任の明確化を図るべく、執行役員制度を導入する。取締役会の決定に基づく職務執行については、職務権限規程において各役職者の責任と権限を明確に定め、適正かつ効率的に職務が執行される体制を構築する。
また、各部門が実施すべき具体的な目標を定め、取締役会は定期的にその進捗結果をレビューすることにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ各社全体の内部統制を担当する部署を経営企画部とし、グループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、グループ各社へ必要な指導・支援を実施する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項ならびにその社員の取締役からの独立性に関する事項
監査役は職務を補助すべき社員が必要な場合には、監査役会の求めに応じて、当社の業務を検証できる能力と知識を持つ社員を配置する。当該社員は監査役の職務を補助する限りにおいて、取締役等の指揮命令を受けないものとする。当該社員の人事異動その他の処遇については、あらかじめ監査役会の承諾を得なければならないものとする。
- ⑦ 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び社員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況をすみやかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。
- ⑧ その他監査役は監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役による監査の環境の整備について積極的に支援するとともに、監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	21,553	流動負債	1,258
現金及び預金	9,393	買掛金	770
受取手形及び売掛金	5,713	未払法人税等	43
商品及び製品	3,717	製品保証引当金	172
仕掛品	1,704	その他	273
原材料及び貯蔵品	490	固定負債	1,040
繰延税金資産	34	退職給付引当金	566
その他	504	繰延税金負債	429
貸倒引当金	△ 1	その他	45
固定資産	11,111	負債の部合計	2,298
有形固定資産	6,716	純資産の部	
建物及び構築物	1,490	株主資本	30,097
機械装置及び運搬具	219	資本金	8,360
土地	4,929	資本剰余金	8,907
建設仮勘定	6	利益剰余金	15,979
その他	72	自己株式	△ 3,149
無形固定資産	155	その他の包括利益累計額	269
その他	155	その他有価証券評価差額金	730
投資その他の資産	4,240	為替換算調整勘定	△ 461
投資有価証券	3,903	純資産の部合計	30,366
長期貸付金	37	負債・純資産の部合計	32,664
繰延税金資産	29		
その他	275		
貸倒引当金	△ 4		
資産の部合計	32,664		

連結損益計算書

〔平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,396
売 上 原 価		10,339
売 上 総 利 益		3,057
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,445
営 業 損 失 (△)		△ 2,388
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10	
受 取 配 当 金	62	
受 取 賃 貸 料	5	
助 成 金 収 入	31	
受 取 保 険 金	16	
そ の 他	20	144
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	233	
そ の 他	10	243
経 常 損 失 (△)		△ 2,487
特 別 損 失		
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	1	
災 害 に よ る 損 失	320	321
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)		△ 2,808
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	50	
法 人 税 等 調 整 額	1,789	1,839
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)		△ 4,647
当 期 純 損 失 (△)		△ 4,647

連結株主資本等変動計算書

〔平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで〕

(単位：百万円)

株主資本	
資本金	
当期首残高	8,360
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	8,360
資本剰余金	
当期首残高	8,907
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	8,907
利益剰余金	
当期首残高	20,717
当期変動額	
剰余金の配当	△ 91
当期純損失 (△)	△ 4,647
当期変動額合計	△ 4,738
当期末残高	15,979
自己株式	
当期首残高	△ 3,149
当期変動額	
自己株式の取得	△ 0
当期変動額合計	△ 0
当期末残高	△ 3,149
株主資本合計	
当期首残高	34,835
当期変動額	
剰余金の配当	△ 91
当期純損失 (△)	△ 4,647
自己株式の取得	△ 0
当期変動額合計	△ 4,738
当期末残高	30,097

(単位：百万円)

その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高		666
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		65
当期変動額合計		65
当期末残高		730
為替換算調整勘定		
当期首残高	△	371
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△	90
当期変動額合計	△	90
当期末残高	△	461
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高		294
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△	25
当期変動額合計	△	25
当期末残高		269
少数株主持分		
当期首残高		6
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△	6
当期変動額合計	△	6
当期末残高		—
純資産合計		
当期首残高		35,136
当期変動額		
剰余金の配当	△	91
当期純損失（△）	△	4,647
自己株式の取得	△	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△	32
当期変動額合計	△	4,770
当期末残高		30,366

連結注記表

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社名

連結子会社は、
株式会社新川テクノロジーズ
新川韓国株式会社
新川半導体機械股份有限公司
新川（上海）半導体機械有限公司
Shinkawa Philippines, Inc.
Shinkawa Vietnam Co., Ltd.
Shinkawa Singapore Pte. Ltd.
Shinkawa (Malaysia) Sdn. Bhd.
Shinkawa (Thailand) Co., Ltd.
Shinkawa U.S.A., Inc. の10社であります。

(2) 非連結子会社の数及び非連結子会社名

非連結子会社は、Shinkawa Manufacturing Asia Co., Ltd. の1社で、当連結会計年度に新規に設立しております。

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社1社は、当連結会計年度は事業活動を開始しておらず、また純資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていませんので、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数及び非連結子会社名

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の数及び非連結子会社名

Shinkawa Manufacturing Asia Co., Ltd. の1社であります。

(3) 非連結子会社について持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社1社は、当期純損益及び利益剰余金等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の決算日に関する事項

連結子会社のうち、新川（上海）半導体機械有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、決算日現在の財務諸表を利用しております。

ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

会計処理基準に関する事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(2) 棚卸資産

半製品（連結貸借対照表科目は「商品及び製品」）及び原材料は、移動平均法に基づく原価法、製品及び仕掛品は、個別法に基づく原価法（いずれも収益性の低下に基づく簿価切り下げ法）によっております。

(3) デリバティブ

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主に定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物

10年～25年

その他

3年～4年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）による定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、売掛債権及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額の設定を行っております。

(2) 製品保証引当金

販売済製品に係る一定期間内の無償サービスに要する費用の発生に備えるため、実績率を基にした当社グループ所定の基準により設定を行っております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生翌連結会計年度に一括費用処理しております。

4. 外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は、損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、当連結会計年度の平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は「純資産の部」の「為替換算調整勘定」に含めて計上しております。

5. 消費税等の会計処理の方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 13,944百万円
2. 有形固定資産に係る国庫補助金による圧縮記帳累計額は、建物及び構築物14百万円であります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
発行済株式				
普通株式	20,048	—	—	20,048
合計	20,048	—	—	20,048
自己株式				
普通株式	1,872	0	—	1,872
合計	1,872	0	—	1,872

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

平成23年6月29日開催第53回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	90,879,580円
・1株当たりの配当金額	5円
・基準日	平成23年3月31日
・効力発生日	平成23年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成24年6月28日開催第54回定時株主総会決議予定による配当に関する事項

・配当金の総額	90,879,005円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たりの配当金額	5円
・基準日	平成24年3月31日
・効力発生日	平成24年6月29日

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却限度超過額	1,507百万円
土地評価減否認額	1,073
投資有価証券評価損否認額	201
製品保証引当金その他引当金否認額	264
役員退職慰労未払額否認額	15
未払費用否認額	5
連結会社間内部利益消去	15
繰越欠損金	4,169
その他	289
小計	7,537
評価性引当額	△7,450
計	87

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	22
その他有価証券評価差額金	429
その他	4
計	455
繰延税金負債の純額	367

(注) 繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	34百万円
固定資産－繰延税金資産	29
流動負債－その他	1
固定負債－繰延税金負債	429

2. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は61百万円減少し、その他有価証券評価差額金が61百万円増加しております。

退職給付会計に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度を、当社の国内子会社は退職一時金制度を設けております。また、当社の海外子会社では、各国の法律が制定されている場合には当該法律に基づく厚生年金制度を採用しておりますが、とりたてて制度がない国の当社の連結子会社においては退職給付制度を採用しておりません。

2. 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務	△2,428百万円
(2) 年金資産	1,971
(3) 未積立退職給付債務 ((1)+(2))	△457
(4) 未認識数理計算上の差異	△109
(5) 退職給付引当金 ((3)+(4))	△566

3. 退職給付費用に関する事項

退職給付費用	289百万円
(1) 勤務費用	164
(2) 利息費用	47
(3) 期待運用収益	△24
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	102

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(2) 割引率	2.0%
(3) 期待運用収益率	1.3%
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	2年
(5) 数理計算上の差異の処理年数	1年
(6) 会計処理変更時差異の処理年数	2年

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は株式であり、上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、外貨建資産に係る将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で、実需の範囲内で外貨建資産を対象とした為替予約取引を利用しており、投機目的やトレーディング目的のためにはこれを利用しておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（*）	時 価 （*）	差 額
(1) 現金及び預金	9,393	9,393	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,713	5,713	—
(3) 投資有価証券	3,240	3,240	—
(4) 買掛金	(770)	(770)	—

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(4) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額663百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,670円68銭
2. 1株当たり当期純損失	255円67銭

(注) 連結計算書類の記載金額は、百万円未満四捨五入で表示しております。

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	19,860	流動負債	1,232
現金及び預金	8,197	買掛金	792
受取手形	73	未払金	24
売掛金	5,443	未払費用	165
商品及び製品	3,572	未払法人税等	18
仕掛品	1,660	前受金	0
原材料及び貯蔵品	490	預り金	60
未収消費税等	283	製品保証引当金	172
その他	143	その他	2
貸倒引当金	△ 1	固定負債	951
固定資産	11,135	退職給付引当金	480
有形固定資産	6,680	長期未払金	42
建物	1,486	繰延税金負債	429
構築物	4	負債の部合計	2,183
機械及び装置	193	純資産の部	
車両運搬具	0	株主資本	28,081
工具、器具及び備品	35	資本金	8,360
電子計算機	27	資本剰余金	8,907
土地	4,929	資本準備金	8,907
建設仮勘定	6	その他資本剰余金	0
無形固定資産	155	利益剰余金	13,963
ソフトウェア	155	利益準備金	2,090
投資その他の資産	4,299	その他利益剰余金	11,873
投資有価証券	3,290	固定資産圧縮積立金	37
関係会社株式	933	繰越利益剰余金	11,836
従業員に対する長期貸付金	17	自己株式	△ 3,149
破産更生債権等	4	評価・換算差額等	730
その他	59	その他有価証券評価差額金	730
貸倒引当金	△ 4	純資産の部合計	28,811
資産の部合計	30,995	負債・純資産の部合計	30,995

損 益 計 算 書

〔平成23年 4月 1日から〕
〔平成24年 3月 31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		12,700
売 上 原 価		10,318
売 上 総 利 益		2,382
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,943
営 業 損 失 (△)		△ 2,561
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
受 取 配 当 金	582	
受 取 賃 貸 料	29	
そ の 他	63	677
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	181	
賃 貸 収 入 原 価	14	
そ の 他	3	198
経 常 損 失 (△)		△ 2,082
特 別 損 失		
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	1	
災 害 に よ る 損 失	320	321
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△ 2,403
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5	
法 人 税 等 調 整 額	1,793	1,798
当 期 純 損 失 (△)		△ 4,201

株主資本等変動計算書

〔平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで〕

(単位：百万円)

株主資本	
資本金	
当期首残高	8,360
当期変動額	—
当期変動額合計	—
当期末残高	8,360
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	8,907
当期変動額	—
当期変動額合計	—
当期末残高	8,907
その他資本剰余金	
当期首残高	0
当期変動額	—
当期変動額合計	—
当期末残高	0
資本剰余金合計	
当期首残高	8,907
当期変動額	—
当期変動額合計	—
当期末残高	8,907
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	2,090
当期変動額	—
当期変動額合計	—
当期末残高	2,090
その他利益剰余金	
固定資産圧縮積立金	
当期首残高	52
当期変動額	—
固定資産圧縮積立金の積立	2
固定資産圧縮積立金の取崩	△ 17
当期変動額合計	△ 15
当期末残高	37
繰越利益剰余金	
当期首残高	16,113
当期変動額	—
剰余金の配当	△ 91
固定資産圧縮積立金の積立	△ 2
固定資産圧縮積立金の取崩	17
当期純損失(△)	△ 4,201
当期変動額合計	△ 4,277
当期末残高	11,836

(単位：百万円)

利益剰余金合計	
当期首残高	18,255
当期変動額	
剰余金の配当	△ 91
当期純損失 (△)	△ 4,201
当期変動額合計	△ 4,292
当期末残高	13,963
自己株式	
当期首残高	△ 3,149
当期変動額	
自己株式の取得	△ 0
当期変動額合計	△ 0
当期末残高	△ 3,149
株主資本合計	
当期首残高	32,374
当期変動額	
剰余金の配当	△ 91
当期純損失 (△)	△ 4,201
自己株式の取得	△ 0
当期変動額合計	△ 4,292
当期末残高	28,081
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	666
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	65
当期変動額合計	65
当期末残高	730
評価・換算差額等合計	
当期首残高	666
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	65
当期変動額合計	65
当期末残高	730
純資産合計	
当期首残高	33,039
当期変動額	
剰余金の配当	△ 91
当期純損失 (△)	△ 4,201
自己株式の取得	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	65
当期変動額合計	△ 4,228
当期末残高	28,811

個別注記表

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(2) 棚卸資産

半製品（貸借対照表科目は「商品及び製品」）及び原材料は、移動平均法に基づく原価法、製品及び仕掛品は、個別法に基づく原価法（いずれも収益性の低下に基づく簿価切り下げ法）によっております。

(3) デリバティブ

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 25年

機械及び装置 3年～4年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）による定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、売掛債権及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額の設定を行っております。

(2) 製品保証引当金

販売済製品に係る一定期間内の無償サービスに要する費用の発生に備えるため、実績率を基にした会社所定の基準により設定を行っております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生の翌事業年度に一括費用処理しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理の方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 13,822百万円
2. 有形固定資産に係る国庫補助金による圧縮記帳累計額は、建物及び構築物14百万円であります。
3. 関係会社に対する金銭債権債務
短期金銭債権 1,476百万円
短期金銭債務 98百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- (1) 売上高 2,396百万円
- (2) 仕入高 471百万円
- (3) その他の営業取引高 475百万円
- (4) 営業取引以外の取引による取引高 560百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,872	0	—	1,872

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却限度超過額	1,507百万円
土地評価減否認額	1,073
投資有価証券評価損否認額	201
製品保証引当金その他引当金否認額	238
役員退職慰労未払額否認額	15
繰越欠損金	4,153
その他	281
小計	7,467
評価性引当額	△7,445
計	22
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	22
その他有価証券評価差額金	429
計	451
繰延税金負債の純額	429

2. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は61百万円減少し、その他有価証券評価差額金が61百万円増加しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Shinkawa Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	150千シンガ ポールドル	半導体製造装 置の販売及び 保守サービス	100%	当社製品の 販売及び保 守サービス	製品の 販売	1,880	売掛金	1,320
							配当の 受取	504	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件を参考しております。

退職給付会計に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度を設けております。

2. 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務	△2,342百万円
(2) 年金資産	1,971
(3) 未積立退職給付債務 ((1) + (2))	△ 371
(4) 未認識数理計算上の差異	△ 109
(5) 退職給付引当金 ((3) + (4))	△ 480

3. 退職給付費用に関する事項

退職給付費用	270百万円
(1) 勤務費用	145
(2) 利息費用	47
(3) 期待運用収益	△ 24
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	102

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(2) 割引率	2.0%
(3) 期待運用収益率	1.3%
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	2年
(5) 数理計算上の差異の処理年数	1年
(6) 会計処理変更時差異の処理年数	2年

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,585円15銭
2. 1株当たり当期純損失	231円16銭

(注) 計算書類の記載金額は、百万円未満四捨五入で表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年 5月11日

株式会社 新 川
取締役会 御中

アーク監査法人

指 定 社 員 公認会計士 米 倉 礼 二 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 三 浦 昭 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社新川の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新川及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年 5月11日

株式会社 新 川
取締役会 御中

アーク監査法人

指 定 社 員 公認会計士 米 倉 礼 二 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 三 浦 昭 彦 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社新川の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月14日

株式会社 新 川 監査役会

常勤監査役 島 森 至 ㊟

監査役 吉 野 正 己 ㊟

監査役 安 生 一 郎 ㊟

監査役 三 矢 麻 理 子 ㊟

(注) 監査役吉野正己、監査役安生一郎及び監査役三矢麻理子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第54期の期末配当につきましては、当事業年度の業績を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は90,879,005円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成24年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は平成23年6月に執行役員制度を導入いたしました。当該制度による経営体制が定着したことに伴い、取締役の定員を合理的な水準に改めるため、現行定款第20条（定員）に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(定員) 第20条 当社の取締役は <u>15</u> 名以内とする。	(定員) 第20条 当社の取締役は <u>7</u> 名以内とする。

第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役8名（全員）は任期満了となります。つきましては、第2号議案に記載の執行役員制度導入による取締役の定員を減少する定款変更に伴い、3名減員して取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
1	にしむらひろし 西村 浩 (昭和32年3月7日生)	昭和54年3月 当社入社 平成12年7月 第二営業部長 平成15年6月 取締役 平成16年6月 営業本部統括部長 平成18年4月 営業本部副本部長 平成20年6月 代表取締役社長 平成23年6月 代表取締役社長執行役員 (現在に至る)	8,825株
2	ながのたかし 長野 高志 (昭和33年1月24日生)	昭和56年3月 当社入社 平成14年4月 第一営業部長 平成14年10月 技術サービス部長 平成16年6月 取締役 平成18年7月 新川（上海）半導体機械有限 公司董事長 平成20年6月 常務取締役 平成21年3月 営業本部副本部長 平成23年6月 常務取締役執行役員 (現在に至る) 平成24年4月 営業本部長 (現在に至る)	10,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	たなべ てつ や 田 辺 哲 也 (昭和26年10月9日生)	昭和49年4月 丸紅㈱入社 平成13年4月 同社IT事業総括部長 平成16年1月 当社入社 人事部長 平成16年4月 経営企画部長 平成16年6月 取締役 平成18年6月 常務取締役 平成20年6月 専務取締役 平成23年4月 経営企画部・人事総務部・経 理部担当役員 平成23年6月 専務取締役執行役員 (現在に至る) 平成24年4月 経営企画部・人事総務部・経 理部・タイ工場準備室担当役 員 (現在に至る)	7,700株
4	たか はし くに ゆき 高 橋 邦 行 (昭和32年2月18日生)	昭和54年3月 当社入社 平成14年4月 第一設計部長 平成18年4月 設計開発本部長 平成18年6月 取締役 平成20年4月 技術本部長 (現在に至る) 平成23年6月 取締役執行役員 (現在に至る)	14,325株
5	すぎ もと けん じ 杉 本 憲 二 (昭和30年6月11日生)	昭和55年4月 丸紅㈱入社 平成14年4月 同社ITプロダクト事業部副 部長 平成15年7月 当社入社 総務部次長 平成16年4月 資材部長 平成20年4月 生産管理部長兼資材部長 平成20年6月 取締役 生産本部長 (現在に至る) 平成23年6月 取締役執行役員 (現在に至る)	5,400株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額は、第48回定時株主総会において、一事業年度216百万円以内にご承認いただき、今日に至っておりますが、執行役員制度導入による取締役員数の減少に伴いまして、第2号議案が承認可決され、定款に定める取締役の定員が15名以内から7名以内に減員されることを条件として、取締役の報酬額を一事業年度150百万円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

また、現在の取締役は8名ですが、第3号議案が承認可決されますと、取締役は5名となります。

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

第54回定時株主総会会場のご案内

- 会 場** 東京都武蔵村山市伊奈平2丁目51番地の1
株式会社 新川 本社会議室（第8号棟6階）
- もよりの駅** J R青梅線 昭島駅（北口）より、箱根ヶ崎駅行又は I H I（松中団地北経由）行、春名塚行いずれかのバスに乗り、伊奈平南交差点下車、徒歩5分。
- 西武拝島線 西武立川駅より、西武立川駅入口にて箱根ヶ崎駅行又は I H I（松中団地北経由）行、春名塚行いずれかのバスに乗り、伊奈平南交差点下車、徒歩5分。

（会場付近略図）

